

參考資料

1. 用語解説

あ行

アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助に出向くことができない人に対し、援助機関や援助者側が、関係機関との連携体制の構築により、支援対象者に関する情報を把握できるようにし、相談窓口で相談を待つのではなく、積極的に働きかけ必要に応じて支援を届ける取組です。

NPO

Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と呼びます。

おもちゃの図書館

おもちゃの図書館は、遊びに少し不安がある子どもや、心やからだの発達に特性のある子ども、そして人との関わりや新しい体験をゆっくり楽しみたい子どもたちが、おもちゃをとおして出会いとふれあいを広げられる場所です。障害のある子もない子も一緒に遊べる「共生」の場であり、保護者や親同士が気軽にしゃべりできる交流の場としても親しまれています。おもちゃで遊ぶ楽しさやワクワクを感じながら、子どもたちがのびのびと成長していくことを願って運営されています。

か行

権利擁護

高齢者や障害のある人等、支援を必要とする人の権利や尊厳を守り、その人らしい生活を送ることができるよう支援することです。

合計特殊出生率

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性はその年の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

子育てサロン

子育てサロンは、子育てに奮闘中のお母さんや、これからママになる妊婦さんがほっとひと息つき、親子ともにリフレッシュできる場所です。子育ての悩みや出産への不安を、同じ立場の人同士で気軽に話したり、情報交換をしたりしながら、気持ちを共有できるあたたかな交流の場として親しまれています。

さ行

■ サービス活動増減差額比率(法人全体)

サービス活動増減差額÷サービス活動収益計で算出します。

本業であるサービス活動収益そのものから得られたサービス活動増減差額を示し、社会福祉法人の収益性や経営の安定性を測る基本指標。この比率が高いほど、補助金などに頼らず事業本来の力で余剰を生み出せていることを示しています。

■ 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人です。設立目的を考慮して法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金などの収入も認められています。

■ 成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分になった方を法的に守り、支える仕組みです。裁判所で選ばれた支援者が、本人に代わって財産管理や契約手続きを行い、詐欺被害や生活のトラブルから本人の権利と生活を法的に保護します。

■ 成年後見センター

関係機関及び地域のさまざまな団体とのネットワークを活用し、判断能力が不十分な高齢者、障害者等をはじめとする市民が住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援する機関のことです。

た行

■ 多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを言います。

■ 地域共生社会

「支援する人」「支援される人」という関係を超えて、地域のさまざまな人や団体が役割を持ち、協力しながら、すべての人の暮らしと生きがいとともに創っていく社会のことを指します。

■ 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

物忘れなどがある高齢者や知的・精神障害のある方など、判断能力が十分ではない、または生活に不安のある方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスに関する相談、預貯金の払い戻し等の支援や見守りを行う事業のことです。

■ 地域福祉コーディネーター

重層的支援体制整備事業の実施において中心的な役割を担う人のことです。各支援関係機関からの複合化・複雑化した相談を受け止め、必要な助言を行います。

■ 地域包括支援センター

専門三職種(社会福祉士、主任ケアマネジャー及び保健師)を置き、包括的支援事業(介護予防マネジメント、総合相談支援事業、包括的・継続的マネジメント、虐待防止等・権利擁護など)を実施し、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、福生市においては市内3か所に設置しています。

な行

■ 認知症

脳の病気や障害などさまざまな原因により、認知機能が低下し、日常生活あるいは社会生活に支障を来した状態のことです。代表的な種類として、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症があります。症状としては、認知機能障害(物忘れなど)、精神症状・行動障害(幻覚、妄想、徘徊など)、神経症状(パーキンソン症状など)などがみられます。

■ 認知症カフェ

地域で認知症の人とその家族の交流や相談の場として、または地域住民との交流の場ともなるような居場所を提供する活動のことです。

は行

■ PDCA

Plan(計画の策定)-Do(計画の実行)-Check(実施状況の確認・評価)-Action(評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行)の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方のことです。

■ ひきこもり

社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、さまざまな生きづらさを抱えている状態の人のことです。具体的には、何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じている状態にある、家族を含む他者との交流が限定的(希薄)な状態にある、支援を必要とする状態にある、本人やその家族(世帯)を指します。

■ 避難行動要支援者

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人のことを指します。

■ ボランティア

社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償でボランティア活動を行う人のことです。一般的に、「自発性」、「社会性」、「無償性」、「創造性」が挙げられます。

■ ボランティア・市民活動センター

誰もが自分のできる範囲でボランティア活動に参加できるよう、条件整備を行うとともに、各種講座の開催やグループ・活動の紹介、福祉制度・活動に関する情報の提供を行っており、いつでも誰でもが気軽に立ち寄れるボランティア・市民活動の拠点のことです。

ま行

■ 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行います。

また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っています。

や行

■ 要配慮者

平成 25 年（2013 年）6 月の災害対策基本法の一部改正により定められた概念で、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のことを指します。

2. 福生市地域福祉活動計画推進委員会

福生市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

令和7年4月1日

要綱第112号

(目的)

第1条 この要綱は、福生市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が地域福祉の推進を図ることを目的に策定する福生市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)の協議検討等を行うために、福生市地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画に関する福生市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)の諮問を受けて、次に掲げる各号の内容の審議を行い答申するほか、当該計画の進行管理等について、必要に応じて意見を具申する。

- (1) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (2) 次期計画に関すること。
- (3) その他、委員会で必要と認める事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号の者をもって20名以内で構成し、会長が委嘱する。

- (1) 町会長協議会の代表 1人以内
- (2) 民生委員・児童委員協議会の代表 1人以内
- (3) 医療・保健関係機関の代表 1人以内
- (4) 福祉関係機関の代表 6人以内
- (5) 学校関係者の代表 2人以内
- (6) ボランティア・市民活動団体の代表 2人以内
- (7) 学識経験者 2人以内
- (8) 公募による市民の代表 3人以内
- (9) 福生市職員 1人以内
- (10) その他、会長が認めるもの 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市社協地域推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が召集し、かつ、会議の議長となる。

福生市地域福祉活動計画推進委員会名簿

番号	選出区分	職名	氏名	所属等		
1	町会長協議会	委員	土谷 利美	福生市町会長協議会		
2	民生委員・児童委員	委員	笹本 みゆき(R7.4.1~11.30) ----- 板垣 和生(R7.12.1~)	福生市民生委員・児童委員協議会		
3	医療・看護機関等	委員	西村 曜	医療法人社団 杏邦会 西村医院		
4	福祉関係団体	委員	高尾 盛之(R7.4.1~11.30) ----- 室宮 雄啓(R7.12.1~)	福生市老人クラブ連合会		
5			高崎 賢啓	福生市身体障害者団体連絡会		
6			濱中 供子	つぼみケアプランセンター		
7			平田 佳子	障がい児・者と家族の会 ぷくぷく		
8			佐々木 和仁	社会福祉法人福陽会 第2サンシャインビル		
9			浪井 沙緒里	社会福祉法人福生ひまわり会 麦わら帽子		
10			学校関係者	委員	瀬沼 圭子	福生市 CS(コミュニティスクール) 委員会(3中)
11					高橋 由美子	福生市 CS(コミュニティスクール) 委員会(1小)
12			ボランティア・市民 活動団体(FVAC)	委員	三浦 明日香	フードバンクふっさ
13	柿崎 美紀	福生おもちゃの図書館チューリップ				
14	学識経験者	委員長	萬沢 明	萬(よろず)社会福祉士・労務士 事務所		
15		副委員長	田中 愛誠	埼玉県立大学		
16	市民の代表	委員	半澤 比呂美	公募		
17			野村 亮	公募		
18	行政の職員	委員	峯尾 健二	福生市 福祉保健部 社会福祉課		
19	その他会長が 認めるもの	委員	佐藤 新哉	東京都社会福祉協議会 (地域福祉担当)		

3. 諮問書

写

福祉協発第59号

令和7年6月24日

福生市地域福祉活動計画推進委員会

委員長 萬 沢 明 様

社会福祉法人
福生市社会福祉協議会

会長 板 寺 正 行

第6期福生市地域福祉活動計画の策定について（諮問）

現行の第5期福生市地域福祉活動計画を見直し、令和8年度を初年度とする第6期福生市地域福祉活動計画を策定するにあたり、計画の基本的な考え方並びに内容について、貴推進委員会の御意見を賜りたく、諮問いたします。

4. 答申書

写

令和8年2月6日

社会福祉法人
福生市社会福祉協議会
会長 板 寺 正 行 様

福生市地域福祉活動計画推進委員会
委員長 萬 沢 明

第6期福生市地域福祉活動計画について（答申）

本委員会は、令和7年6月24日付けで貴職から諮問されました第6期福生市地域福祉活動計画の策定について、その基本的な考え方、内容等を審議した結果、ここに結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

第6期福生市地域福祉活動計画
ささえあいプランふっさ

令和8年(2026年)3月発行

発行：社会福祉法人 福生市社会福祉協議会

〒197-0004

東京都福生市南田園二丁目 13 番地 1(福生市福祉センター内)

電話：042-552-2121 FAX：042-553-7532

ホームページ：<https://fussashakyo.or.jp/>

第6期
福生市
地域福祉活動計画

「ささえあいプランふっさ」

